

【 国民健康保険税について 】

国民健康保険は世帯単位で加入し、世帯主が納税義務者になります。世帯主が加入者でない場合でも世帯に加入者がいる場合、納税義務者は世帯主になります。

国民健康保険税には、医療給付費分・後期高齢者医療支援分・介護納付金分があり（介護保険分は40歳～64歳の被保険者が対象）、それぞれに被保険者の所得に応じた所得割、世帯の被保険者数に応じた均等割、世帯毎の平等割があり、これらを合計して税額を算出します。

また、75歳到達後は後期高齢者医療制度に加入することになります。

■令和5年度 税率および計算方法（【 】内は改正前）

内訳	計算方法	税率など		
		医療給付費分	後期高齢者医療支援分※	介護納付金分（40～65歳）
所得割額	(令和4年中の所得金額－基礎控除43万円)×税率	6.4%	2.5%	2.1%
均等割額	被保険者1人あたり	23,000円	8,000円	10,000円
平等割額	1世帯あたり	20,000円	7,000円	5,000円
保険税年額	所得割額＋均等割額＋平等割額 (ただし、賦課限度額まで)	賦課限度額 65万円	賦課限度額 22万円 【20万円】	賦課限度額 17万円

※後期高齢者医療支援分の賦課限度額は、地方税法施行令の改正により引き上げとなります。

■軽減・減免について

◇子ども均等割軽減の導入（申請不要）

子育て世代の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入する子ども（未就学児）の均等割額は5割軽減となります。

◇均等割額・平等割額の軽減制度（申請不要）

世帯主および被保険者の令和4年中の所得金額が一定の基準以下の場合、均等割額・平等割額の軽減制度があり、条件により2割・5割・7割の軽減割合となります。

◇後期高齢者医療制度に伴う経過措置（申請不要）

被保険者が後期高齢者医療制度に移行する世帯で、世帯構成や収入が変わらない場合は、これまでと同様に保険税の軽減を受けることができます。

また、後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人になる場合、5年間は平等割額が2分の1となり、その後、世帯の状況に変更がない場合は、更に最長3年間平等割額が4分の3となります。

◇被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する場合（申請が必要）

被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する人の被扶養者で65歳～74歳の人が新たに国民健康保険に加入する場合は、申請による減免措置があります。

資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、均等割額と平等割額を5割減免します。これは今年度以前に資格を取得した旧被扶養者にも適用されます。なお、所得割額についてはこれまでどおり免除されます。

◇非自発的失業者の軽減（申請が必要）

倒産や解雇などにより国民健康保険に加入された人で一定の条件を満たす場合は、申請により国民健康保険税の軽減措置が適用されます。

健康保険課の窓口で申請を受け付けますので、雇用保険受給資格者証を持参してください。なお、国民健康保険の加入と併せて行う場合は、健康保険資格喪失証明書が必要となります。